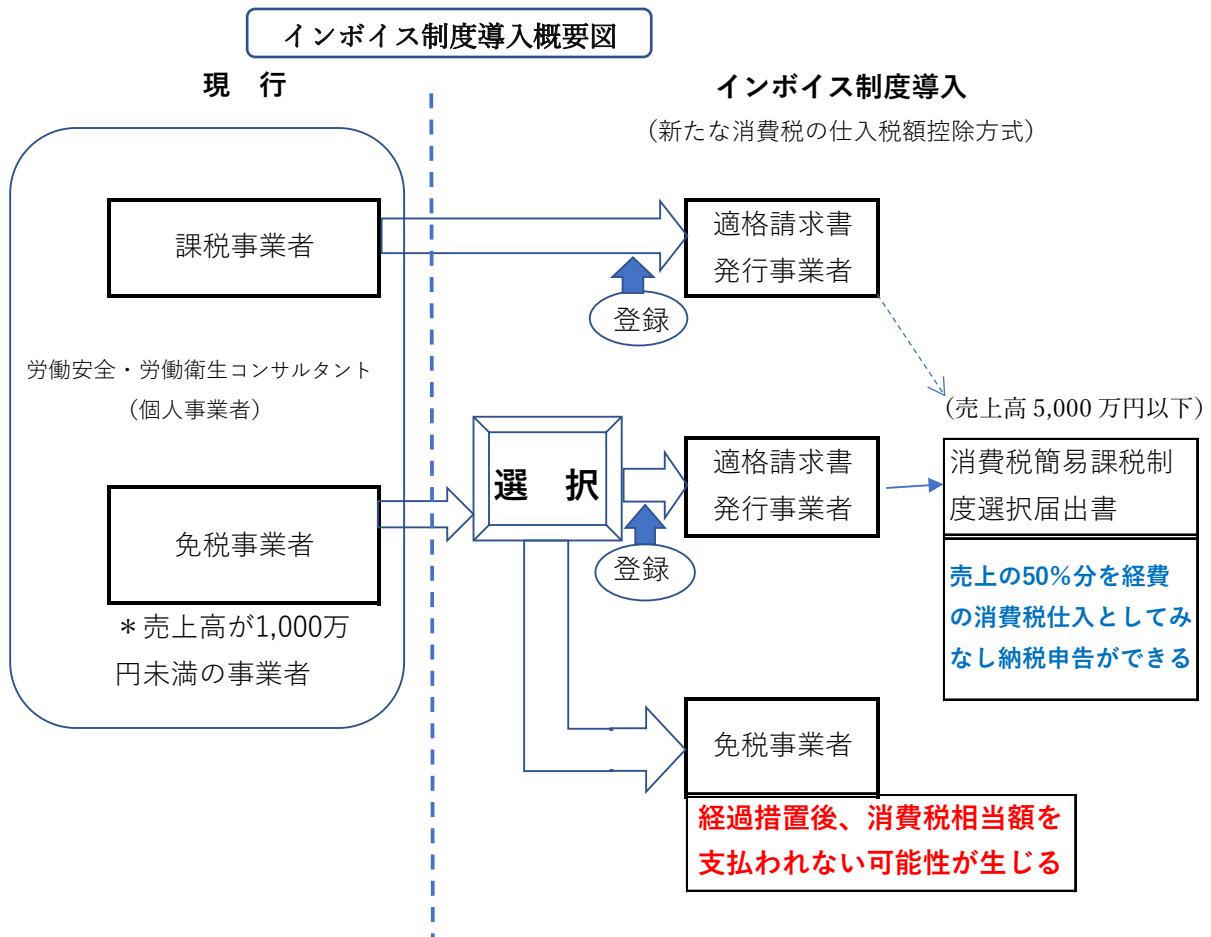


令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されます。適格請求書（インボイス）を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。

また、免税事業者として、適格請求書発行事業者とならずに事業を継続することも選択肢の一つですが、一定の経過期間を終了すると、令和5年9月まで得意先から支払われていた消費税10%分が支払われなくなることから、免税事業者への影響が極めて大きな税制度といわれております。現在、売上1000万以上にて適格請求書発行事業者に該当される方は、「適格請求書発行事業者」の登録申請手続きが必要になります。またそれ以外の免税事業者に該当される方は、今後事業継続に向けて、「適格請求書発行事業者」の登録申請と「消費税簡易課税制度選択届出書」による消費税制度運用についても、下記の概要図をご参照の上、ご検討いただきますようご案内致します。



インボイス制度についての詳しい説明は、次の国税庁サイトをご参照いただきますようご案内申し上げます。

国税庁 インボイス制度特設サイト

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

国税庁 免税事業者の方へ

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0022001-174.pdf>

それぞれ、概要についてご理解いただき、登録申請等の手続きをご検討の方は、最寄りの税務署にご相談ください。